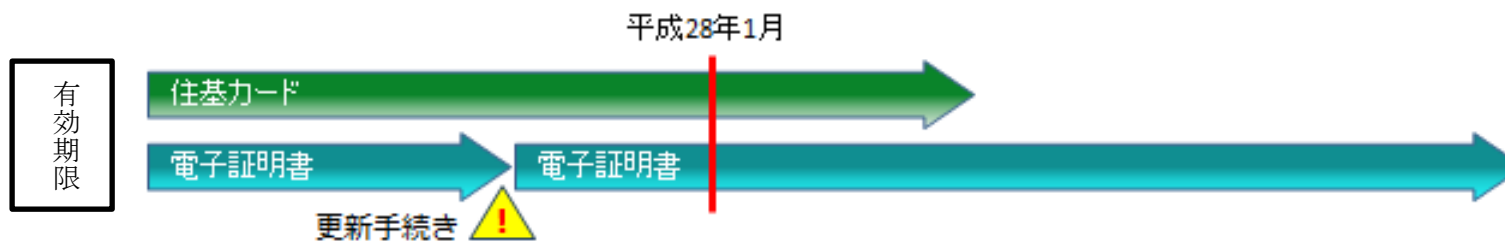


②電子証明書の更新手続きを平成27年12月末までに行った場合（廃止⇒新規発行も同様）



住基カードの有効期限満了後も電子証明書はご利用いただけます。  
ただし、有効期限満了後、住基カード（写真付き）は本人確認書類等としては使用できません。  
電子証明書は更新手続きの日から3年間有効となります。

(例) 住基カードの有効期限	平成28年 7月1日	➡	平成28年 7月2日失効
電子証明書の有効期限	平成27年12月5日	➡	
更新電子証明書 更新日	平成27年12月5日		
更新後電子証明書有効期限	平成30年12月4日	➡	平成30年12月5日失効

それぞれの有効期限までご利用いただけます。

住基カード（写真付きに限る）は平成28年7月2日以降、本人確認書類等としてはご利用できませんが、ICチップに格納されている電子証明書は平成30年12月4日までご利用いただけます。

住基カード及び住基カード用電子証明書は平成27年12月で発行終了となりますので、以降の新規発行・更新手続きはできません。

各手続き等で必要となる方は、個人番号カード発行の申請をしていただく必要があります。